

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国民生活省設置法

本則中「厚生省」を「国民生活省」に改める。

第三条第二項中「厚生大臣」を「国民生活大臣」に改める。

第四条第一項に次の三号を加える。

八 恩給に関する事務

九 国民生活の安定及び向上に関する基本的な政策の企画立案

十 物価に関する基本的な政策の企画立案及び推進

第五条中第百十二号を第百二十四号とし、第百十一号を第百二十三号とし、第百十号を第百二十二号とし、第百九号の次に次の十二号を加える。

百十 恩給制度に関し調査し、研究し、及び企画すること。

- 百十一 恩給を受ける権利の裁定に関する事務を行うこと。
- 百十二 恩給に関する不服申立てに対する決定又は裁決に関する事務を行うこと。
- 百十三 恩給の支給及び負担に関する事務を行うこと。
- 百十四 国会議員の互助年金及び互助一時金に関する事務を行うこと。
- 百十五 国家公務員等共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に関する事務を行うこと。
- 百十六 国民の合理的な生活水準及び生活構造の策定並びに国民生活の安定及び向上に関する基本的な経済政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。
- 百十七 一般消費者の保護に関する基本的な経済政策及び計画の総合調整に関すること。
- 百十八 生活環境の整備その他国民の日常生活の改善に関する基本的な経済政策及び計画の総合調整に関すること。
- 百十九 物価に関する基本的な政策の企画立案に関すること。
- 百二十 物価に関する基本的な政策に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の総合調整に関すること。

百二十一 国民生活センターに関すること。

第六条第三十九号中「厚生大臣」を「国民生活大臣」に改め、同条第八十九号を同条第九十一号とし、同条第八十八号の次に次の二号を加える。

八十九 物価に関する基本的な政策を企画立案し、並びに物価に関する基本的な政策に関する重要な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

九十 国民生活の安定及び労働状態の改善に関する基本的な政策を企画立案すること。

「医療関係者審議会」

第七条第一項中「医療関係者審議会」を

「国民生活審議会」

に改め、同条第三項及び第四項中「厚生大

臣」を「国民生活大臣」に改め、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 国民生活審議会は、国民生活の安定及び向上に関する基本的な経済政策及び計画等に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、並びに関係各大臣に意見を述べる。

第八条第二項及び第三項中「厚生大臣」を「国民生活大臣」に改め、同条第四項から第七項までの規定中

「厚生省令」を「国民生活省令」に改める。

第九条第四項、第七項及び第九項中「厚生省令」を「国民生活省令」に改める。

第十二条中「第一百十号及び第一百十二号」を「第二百二十二号及び第二百二十四号」に改める。

第十三条中「第八十九号」を「第九十一号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(経過措置等)

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理由

肥大化し、かつ、硬直化した行政機構を変革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにする必要があることにかんがみ、行政改革を推進するため、総務庁の所掌事務の一部及び経済企画庁の所掌事務の一部を厚生省の所掌事務とし、厚生省を国民生活省とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。